



2021年11月24日

各位

会社名 株式会社プラスアルファ・コンサルティング
代表者名 代表取締役社長 三室克哉
(コード番号：4071 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 コーポレート部門担当 野口祥吾
(TEL. 03-6432-0427)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年11月24日開催の取締役会において、2021年12月17日開催予定の定時株主総会（以下「定時株主総会」といいます。）に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

遠隔地の株主様など多くの株主様が株主総会に出席しやすくすることで、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図ること、また新型コロナウイルス感染症等の感染症への対策にも資することで株主様の利益を確保するため、完全電子化による株主総会を開催することができるよう定款を変更するものです。

本定款変更は、2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（以下「改正産競法」といいます）により、新たに「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたことに伴い、完全電子化による株主総会を開催可能とするものです。

2. 日程

(1) 定款変更のための定時株主総会開催日

2021年12月17日（予定）

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (招集及び招集権者)</p> <p>第12条</p> <p>当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。</p> <p>2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により代表取締役が招集する。代表取締役に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (招集及び招集権者)</p> <p>第12条</p> <p>当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。</p> <p>2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により代表取締役が招集する。代表取締役に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p><u>3 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>

以上